



愛知県医療健康保険組合の加入者の皆さまへ

「資格情報のお知らせ」を配布します ご自身の資格情報を確認してください

令和6年12月2日の保険証の廃止に向け、令和6年9月下旬以降に全ての加入者（8月末時点）に個人番号の下4桁が記載された「資格情報のお知らせ」を、事業主経由で配布いたします。

この「資格情報のお知らせ」は全ての加入者が安心してマイナ保険証を使用いただけるよう確認するためのお知らせです。

お手元に届きましたら**個人番号の下4桁と資格情報を確認してください。**

※令和6年9月以降に加入した方への通知は、別途ご案内いたします。

▼資格情報のお知らせ

お手元に届きましたら必ず開封し、
内容を確認して大切に保管してください。



111-222-33

事業所 1234
〇〇〇〇株式会社
所属 人事部
記号番号 1234-0000
氏名 健保 太郎 様

〇〇〇〇健康保険組合
保険者番号: 06130000
〒999-9999
東京都●●区●●町0-0-0
電話番号 03-0000-0000

資格情報のお知らせと個人番号（マイナンバー）確認のお願い
あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします（令和6年〇月〇日時点）。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	0000	番号	00000000	枝番	00
氏名	健保 太郎				
フリガナ	ケンボ タロウ				
負担割合	3割				
資格取得年月日	平成〇年〇月〇日				
保険者名	〇〇〇〇健康保険組合				

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。
— マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら —

マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます（スマートフォンの画面を撮影し、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます）。

なお、現在、医療保険のデータベースに登録されているあなたの個人番号（マイナンバー）は次の通りです（※マイナンバーは12桁のうち下4桁のみ表示）。
万が一、表示されている下4桁の数字が、ご自身の個人番号（マイナンバー）の下4桁と一致していない場合には、ご加入の健康保険組合までご連絡ください。

***** 6825

資格情報のお知らせ
令和〇年〇月〇日発行
〇〇〇〇健康保険組合
保険者番号: 06130000
記号 0000 番号 00000000 (枝番) 00
氏名 健保 太郎
負担割合 3割
受診の際にはマイナ保険証が合わせて必要です
↑ここを下に折り目がはがしてください。
上のカードをはがしてご利用いただくこともできます

健康保険組合への各種申請等に必要となる記号・番号・枝番、負担割合などの資格情報が記載されています。

カードをはがしてマイナンバーカードとともに携帯し、ご利用ください。

当組合に登録されているあなたのマイナンバー下4桁が記載されています。ご自身のマイナンバーカードまたは通知カードと照合してください。
※万が一異なっている場合は当健康保険組合までご連絡ください。

「資格情報のお知らせ」はこんな時にご利用いただけます

1 医療機関にカードリーダーがないとき、不具合でカードリーダーがつかえないとき

「マイナンバーカード」と「資格情報のお知らせ」を併せて提示すると、保険診療が受けられます。

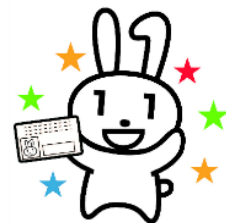
2 健康保険組合へ申請するとき

健康保険組合への各種申請には記号・番号の記載が必要です。保険証廃止後も各種申請時には「資格情報のお知らせ」で記号・番号等を確認し申請をお願いします。

お早めに「マイナ保険証」の準備を！

令和6年12月2日に保険証の新規発行が廃止され、令和7年12月2日以降は
お手持の保険証は使用できなくなります。

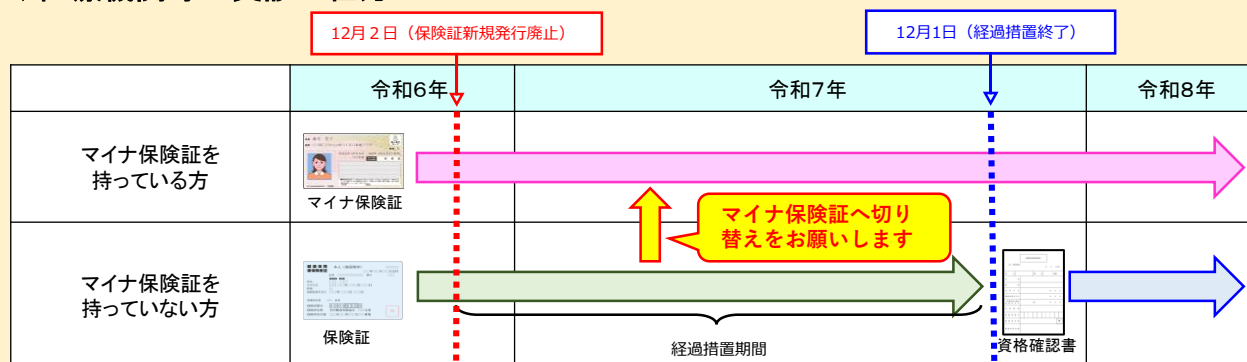
マイナ保険証をお持ちでない方は、早めにマイナ保険証の準備と、マイナ保
険証での受診をお願いします。



使ってみよう！
マイナ保険証

これからは
マイナ保険証で受診！

◆医療機関等の受診の仕方



※発行済みの保険証は経過措置として1年間は使用できますが、紛失など再交付はできません。
(経過措置終了後、保険証は各自で破棄してください。)

☑マイナ保険証を保有していない方には「資格確認書」を交付します

現在加入している方でマイナ保険証を保有していない方には、経過措置終了（令和7年12月1日）までに「資格確認書」を交付します。（申請は不要です。ただし、経過措置期間中に保険証を紛失した場合は、「資格確認書交付申請書」が必要です。）

マイナ保険証をお持ちでなくても「資格確認書」を医療機関等の窓口で提示いただくことで、引き続き保険診療を受けることができます。

※会社を退職する際には、「資格確認書」を事業主に返却してください。

マイナ保険証のメリット

●医療費が安くなる

マイナ保険証で受診すると、初診料が20円、再診料が10円安くなります。

●より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。
また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

●限度額適用認定証が不要

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

マイナ保険証への切り替え方法

マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするには、ご自身で「保険証利用の登録」が必要です。（登録は1回のみ）

スマホで簡単！



マイナポータル

受診時に簡単に
できます



医療機関窓口の
カードリーダー



セブン銀行ATM

☑マイナンバーカードをお持ちでない方は、まずはマイナンバーカードを取得

詳しくはこちら



マイナンバーカード
総合サイト

